

小林市立西小林中学校部活動の方針

本方針策定の趣旨

部活動は、従前より学校の教育活動の一環として行われ、スポーツ及び文化の振興を大きく支えるとともに生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。しかしながら、生徒を取り巻く社会環境の変化や少子化が進展する中、本校においても指導のあり方や運営体制などの課題もあり、将来にわたって持続可能なものにするために、必要に応じ改善していく必要がある。

そこで、本校は、国・県・市の方針に基づき、下記の内容を踏まえて運営に努めることとした。

- ・ 生徒の健康で文化的な生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環としての教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

Ⅰ 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、県及び市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び、活動実績（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記ア・イの活動方針及び活動計画、活動の様子等を学校のホームページや通信への掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、市及び県は指導者の確保に努める。校長は、部の設置については、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- ② 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 校長は、教師の学校部活動の関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。
- ② 運動部顧問、部活動指導員、外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ④ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
 - ① 学期中の休養日の設定
週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。）
 - ② 長期休業中の休養日の設定
学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - ③ 1日の活動時間
長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、練習試合等の場合は、この限

りではない。

なお、特別な大会等の3日前は、保護者の同意を取り職員会で審議後、30分延長を認める。

④ その他の休養日及び活動時間

ア 水曜日は「リフレッシュデー」の日とし、原則として部活動を中止とする。

イ 校内定期テスト前は、3日前から部活動は中止とする。ただし、第2回と第4回はテストの教科数が多いため、5日前から部活動は中止とする。なお、テスト直前やテスト中と重なった場合の大会参加は原則として認めない。やむを得ず参加する場合は保護者の同意をとり職員会で審議する。

ウ 土日の部活動は「9：00～12：00」「13：00～16：00」のどちらか半日とする。ただし、練習試合、公式戦についてはこの限りではない。

エ 活動終了時間及び下校完了時間は原則として次の表のとおりとする。

月	終了時間	下校完了時間
4月～9月	18：00	18：15
10月	17：45	18：00
11月	17：30	17：45
12月～1月	17：15	17：30
2月	17：45	18：00
3月	18：00	18：15

(2) 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記①の基準を踏まえるとともに、市が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(2) 生徒数の減少及び男女比率により、部活動の運営が困難となった場合は、合同部活動や拠点校部活動への参加を検討する。また、スポーツ少年団や地域部活動への参加も奨励する。

5 地域との連携

(1) 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

(2) 校長は、県及び市が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部活動顧問及び部活動指導員等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体との協力体制の充実に努める。

(3) 保護者の理解を得るために、部活動の方針や具体的な運営については、新入生説明会やPTA総会等の機会をとらえて説明し、協力が得られる環境を整える。また、各年度初めに、部活動保護

者代表者会を開催し、部活動についての具体的な説明を行うとともに、保護者からの要望等も聞きながら協力体制づくりに努める。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 運動部や文化部が週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安について、県教委や市教委及び県中学校体育連盟と連携し、検討する。
- (2) 生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。